

第3局国土交通検査第1課 標準文書保存期間基準（保存期間表）

令和5年1月

事項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型 (施行令別表の該当項)	大分類	中分類	標準的な名称（小分類）	具体例	編てつ基準	保存期間		別表第1に 記載のない もの	備考	
								正本	写し			
※< >内は文書管理規程別表第1の「事項」欄における番号を示す。	※< >内は文書管理規程別表第1の「業務の区分」欄における番号を示す。	※< >内は文書管理規程別表第1の「当該業務に係る行政文書の類型」欄における番号を示す。	※表下の(注4)を参照	※表下の(注4)を参照							※各事項、区分等ごとの「移管」、「廃棄」の別を示す。	
法令の制定又は改廃及びその経緯												
ア 会計検査<2>院規則の制定又は改廃及びその経緯	(7) 制定又は改<(3)> 廃	会計検査院規則の制定又は改廃のための決裁文書（一の項示）	会計検査院規則	※作成又は取得した文書に係る規則名の略称等を中分類名とする。 (院法施行規則、分掌分課規則等)	改正資料	規則案 説明、新旧対照条文、参照条文	年	-	10年		廃棄 ※文書管理規程別表第2の2(6)②に該当	
	(4) 院内又は院外との調整事項に関する重要な経緯	関係者への通知等に関する経緯が記録された文書									調整事務（担当検査課分） (旧管理簿「分掌分課規則の改正等に伴う調整事務関係係」)	院内外との協議関係書類
個人又は法人の権利義務の得喪及びその経緯												
イ 個人又は<3>法人の権及び利義務の4>得喪及びその経緯	許認可等に関する重要な経緯<(2)>	許認可等をするための決裁文書その他許認可等に至る過程が記録された文書（十一の項）	行政手続	情報公開 個人情報保護	開示請求（担当課分）	開示決定通知	年	10年（国立公文書館に移管の措置をとるべきことを定めたものに限る。）又は許認可等の効力が消滅する日に係る特定日以後5年	-		廃棄	
その他の事項												
ウ 国会及び<8>審議会等における審議等に関する事項	国会審議<(1)>	01 国会審議文書（二十九の項）	国会、審議会等	国会審議	答弁資料(*)	答弁資料	年	-	5年		廃棄 ※(*)は文書管理規程別表第2の2(6)②に該当	
		02 業務、システムに関する手引等			国会質疑応答記録	国会質疑応答記録					-	-
エ 文書の管<9>理等に関する事項	文書の管理等	01 行政文書ファイル管理簿その<①>他の業務に常時利用するものとして継続的に保存すべき行政文書（三十の項）	文書の管理及び取扱い	諸帳簿等	保存期間表（標準文書保存期間基準）	保存期間表（標準文書保存期間基準）	-	常用	-		廃棄	
		02 取得した文書の管理を行うた<②>めの帳簿（三十一の項）			文書授受簿	文書授受簿 文書授受簿						
		03 決裁文書の管理を行うための<③>帳簿（三十二の項）			証明書類等貸出簿	証明書類等貸出簿						
					返還証明書類の引継手続	行政文書ファイル返還書						
		04 法施行前に行政文書ファイル等の保存期間、分類等を整理していた帳簿			決裁整理簿	決裁整理簿						年
05 公印（課長印）を押印した文書の管理を行うための帳簿	行政文書分類基準表	行政文書分類基準表	-	30年	-	○	廃棄 ※文書管理規程別表第2の1及び2(1)②に非該当					
					公印使用簿	公印使用簿	年	10年	-	○	○	○

事項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型 (施行令別表の該当項)	大分類	中分類	標準的な名称(小分類)	具体例	編てつ基準	保存期間		別表第1に 記載のない もの	備考		
								正本	写し				
エ 文書の管 理等に関 する事項	文書の管理等	06 文書の保存場所が記録された 目録	文書の管理及 び取扱い	諸帳簿等	指定書庫等保存目録(証明書類を除く)	指定書庫等保存目録(証明書類を除く)	年	当該目録に記載 された保存 期間のうち最 長のものまで の期間	—	○	廃棄 ※文書管理規 程別表第2の 1及び2(1) ②に非該当		
					指定書庫等保存目録(証明書類)	指定書庫等保存目録(証明書類)	年度						
		07 個人情報ファイルの管理状況 が記録された文書			個人情報ファイル簿整理票等関係資料	個人情報ファイル簿整理票 個人情報ファイル簿変更届 個人情報ファイル簿記載事項消除届	—	整理票等に記 載の個人情報 ファイルの消 除日に係る特 定日以後1年	—	○			
オ 会計検査 に関する 事項	(7) 検査指定に 関する重要 な経緯	01 検査指定及び検査箇所 の状況が記録された文書	会計検査	検査箇所の選 定等	検査箇所台帳	検査箇所台帳	—	30年	—		○	廃棄	
					検査決定通知	検査決定通知書	検査年次	—	5年				
					検査箇所分類表	検査箇所分類表 検査箇所分類表の訂正通知	検査年次	—	3年				
	(4) 検査の方針 に関する重要 な経緯	01 会計検査の基本方針の策定に 関する経緯が記録された文書	基本方針及び 検査計画	会計検査の基本方針	会計検査の基本方針	検査年次	—	5年			○	廃棄 ※文書管理規 程別表第2の 2(6)②に該 当	
				02 検査計画の策定に関する経緯 が記録された文書	検査計画案、各種資料	検査計画案 検査計画案説明資料 検査計画に対する要望事項	検査年次	5年	—			○	廃棄
	(9) 検査の実施 に関する重要 な経緯	01 会計検査院の外部から提供さ れた検査対象機関の会計経理 等に関する情報が記録された 文書	実地検査	外部情報	外部情報	年	処理を行った 日に係る特定 日以後5年	—					
				外部情報の活用状況調査	外部情報の活用状況調査								
				外部情報管理簿	外部情報管理簿								
				02 会計実地検査の成績の要旨が 記録された文書	02 検査計画の策定に関する経緯 が記録された文書	外部情報	外部情報	検査年次	10年	—			
				03 検査の実施状況が記録された 文書	03 検査の実施状況が記録された 文書	外部情報	外部情報	検査年次	5年	—		○	廃棄 ※文書管理規 程別表第2の 1及び2(1) ②に非該当
				04 会計実地検査調査書の依頼に 関する文書	04 調査依頼	調査依頼	調査依頼 関連データの提出要求文書	検査年次	5年	—		○	
				05 資料収集等の成績の要旨が記 録された文書	05 復命書	復命書	資料収集復命書	検査年次	5年	—		○	
				06 特別会計財務書類の検査に関 する過程が記録された文書	06 特別会計財務書類関係検査資料	特別会計財務書類関係検査資料	検査対象機関から徴した検査に関する資料 説明会等資料 特別会計財務書類に関する質問	年度	5年	—		○	
07 会計実地検査の日程に関する 事項が記録された文書				07 実地検査日程表	実地検査日程表	実地検査日程表	検査年次	3年	—		○		
08 中間時点における検査の進捗 状況等の報告事項が記録され た文書				08 中間報告	中間報告	検査結果の中間報告	検査年次	3年	—		○		
09 特別会計財務書類の検査に関 する手引等	09 特別会計財務書類検査マニュアル	マニュアル チェックリスト		年度	—	1年		○					
10 検査実績等を集計した文書	10 調査表	調査表	調査送付表	検査年次	3年	—		○					
11 会計実地検査の施行状況に関 する事項が記録された文書	11 実地検査施行状況表	実地検査施行状況表	実地検査施行状況表	検査年次	—	3年		○					
12 出張の命令に関する事項が記 録された文書	12 旅行命令	出張計画書 その他添付文書(出張通知書、宿泊先の領収書等 を含む。)		年度	5年	—		○					
13 旅費の請求に関する事項が記 録された文書	13 旅費請求書	旅費請求書	旅費請求書	年度	5年	—		○					

事 項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型 (施行令別表の該当項)	大分類	中分類	標準的な名称 (小分類)	具体例	編てつ基準	保存期間		別表第1に 記載のない もの	備 考
								正本	写し		
オ 会計検査 に関する 事項 <12>	(9) 検査の実施 <(3)> に関する重 要な経緯	14 会計検査院の外部から提供さ れた検査対象機関の会計経理 等に関する情報の活用状況等 を集計した文書	会計検査	実地検査	月次・年次報告	月次・年次報告	年	—	3年	○	廃棄 ※文書管理規 程別表第2の 1及び2(1) ②に非該当
		15 会計実地検査調書の提出を包 括的に依頼する際の決裁文書			会計実地検査調書の提出依頼についての 決裁文書	—		廃止後5年	—	○	
		16 会計実地検査調書の様式改正 を周知・依頼する際の決裁文 書			会計実地検査調書の様式改正の依頼につ いての決裁文書	—		廃止後5年	—	○	
	(5) 検査報告の <(4)> 作成に關 する重要な経 緯	01 検査の結果に関する質問及び <①> 回答が記録された文書 02 検査報告事項提案審議に關 <②> する文書 03 意見表示又は処置要求の提案 <⑤> 審議に関する文書 04 検査報告委員会の運営に關 する事項が記録された文書	検査報告	質問・回答	質問・回答	質問 回答	検査年次	10年	—	○	廃棄
					検査報告事項提案審議資料	検査報告事項案 説明資料 基礎資料	検査報告年度	5年	—		
					意見表示又は処置要求案審議資料	意見表示案 処置要求案 説明資料 基礎資料	検査報告年度	5年	—		
					検査報告委員会運営資料	検査報告事項案等の提出依頼に基づき提出した文 書	検査報告年度	—	1年		
	(6) 国会への報 <(5)> 告等	01 検査報告 <①> 02 国会及び内閣に対する報告 <②> 03 国会からの検査要請に対する 報告 <③> 04 意見表示又は処置要求 <④>	検査報告	国有財産検査報告	国有財産検査報告	国有財産検査報告	検査報告年度	—	5年	○	廃棄 ※文書管理規 程別表第2の 2(6)②に該 当
					検査結果の概要	検査結果の概要					
			随時報告	国会及び内閣に対する報告書	報告書(要旨) 報告書	年	10年	—	移管 ※「取りまと め検査課分」 が対象		
			国会要請	国会からの検査要請に関する報告書	報告書(要旨) 報告書	年	10年	—			
	(6) 検査報告掲 <(6)> 記後の業務 に関する重 要な経緯	01 国会への説明に関する経緯が <①> 記録された文書 02 検査報告事項等に対して関係 省庁等が行った措置結果等が 記録された文書 03 検査の概要が記録された文書 04 他省庁等との意見交換等に關 する事項が記録された文書	検査報告関連 事務	検査報告説明資料	検査報告説明資料	検査報告説明資料	検査報告年度	—	5年	○	廃棄 ※(6)は文書 管理規程別表 第2の2(6) ②に該当
					検査報告説明会記録	検査報告説明会記録					
					検査報告論点整理資料	検査報告論点整理資料					
					検査報告等概要説明(*)	検査報告概要説明					
		調査	検査報告掲記事項関係諸調査	調査 検査結果確認書	年度	—	3年	○	廃棄		
		決算検査報告に関し国会に対する説明書	決算検査報告に関し国会に対する説明書								
		検査概要	検査概要	検査概要	検査年次	—	5年	○	廃棄 ※文書管理規 程別表第2の 1及び2(1) ②に非該当		
	外部との連絡会議	総務省行政評価局との連絡会議議題表 財務省との連絡会議議題 財務省との連絡会議議事要旨 財政当局の措置状況	年	—	3年						
	(7) (7)~(4)ま でに掲げる もののほ か、会計検 査に關して 作成又は取 得した検査 資料等	01 長期的な活用に資する検査資 料等 02 中期的な活用に資する検査資 料等	検査資料	直轄班検査資料(調書)	直轄班検査資料(調書)	直轄班検査資料(調書)	検査年次	5年	—	○	
補助班検査資料(調書)					補助班検査資料(調書)	検査年次					

事項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型 (施行令別表の該当項)	大分類	中分類	標準的な名称(小分類)	具体例	編てつ基準	保存期間		別表第1に 記載のない もの	備考		
								正本	写し				
オ 会計検査 ＜12＞ に関する 事項	(キ) (ア)～(カ)ま でに掲げる もののほ か、会計検 査に関して 作成又は取 得した検査 資料等	02 中期的な活用に資する検査資 料等	会計検査	検査資料	機構班検査資料(調書)	機構班検査資料(調書)	検査年次	3年	-	○	廃棄 ※文書管理規 程別表第2の 1及び2(1) ②に非該当		
					検査資料	検査対象機関から徴した検査に関する資料(中分 類「検査資料」のうち他の「小分類」に該当する ものを除く。)							
	(ク) (ア)～(キ)ま でに掲げる もののほ か、会計検 査に関する 重要な経緯	01 財務上の是正改善効果に関す る事項が記録された文書	検査事務	財務上の是正改善効果(～平成29年試 算まで) 会計検査活動により得られる効果(30 年試算～)	検査報告等に関する財務上の是正改善効果の試算	検査報告等に関する財務上の是正改善効果の試算	年	-	5年	○	廃棄 ※文書管理規 程別表第2の 2(1)②に該 当するもの 、2(6)② に該当		
					標準テキスト	標準テキスト	年度	-	3年	○	廃棄 ※文書管理規 程別表第2の 1及び2(1) ②に非該当		
					内部監査実施状況調書	各省各庁等における内部監査実施状況調書	年度	-	3年	○	○		
					上席企画関係事務連絡	上席企画調査官から配布された検査に関する事務 連絡	年	-	3年				
					総務課企画調整事務等関係級	総務課から配布された検査等に関する事務連絡	検査年次	-	3年	○			
					IT検査等に関する報告書	「IT検査等に関する報告書」の作成に係る調査に ついて(依頼) 上記の依頼に基づき依頼元に提出した文書	検査年次	-	3年	○			
					検査事務分掌表	検査事務分掌表	年	5年	-	○			
					企画調整の事務手続	企画調整会議設置要領	-	-	常用	○			
カ 計算証明 ＜13＞ 等に関する 事項	計算証明等に関す る重要な経緯	01 計算証明規則に基づく指定及 び承認に関する経緯が記録さ れた文書	計算証明等	提出基準	計算証明に関する指定文書級	「計算証明に関する指定」の改正の際の文書	年	-	10年	○	廃棄 ※文書管理規 程別表第2の 2(6)②に該 当		
					計算証明特例規則に基づく電子化承認に 関する文書(担当検査課分)	計算証明特例規則に基づく電子化承認に関する文 書(担当検査課分)	年	10年	-	○	廃棄 ※旧文書管理 規程別表第2 の2(1)①の 13に該当		
					03 提出を受けた証明書類 ＜③＞	受付	証明書類	計算書 証拠書類	年度	5年	-	○	廃棄
							検了報告書	検了報告書	年度	5年	-	○	廃棄
							標準チェックリスト	標準チェックリスト	-	-	廃止後1年	○	○
							標準テキスト詳細版	標準テキスト詳細版-工事の検査- 標準テキスト詳細版-物件・役務の検査- 標準テキスト詳細版-予算経理の検査-	-	-	廃止後1年	-	○
							検査資料の長期保管に係る取扱い	検査資料の長期保管に係る取扱い	-	-	廃止後1年	-	○

事 項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型 (施行令別表の該当項)	大分類	中分類	標準的な名称 (小分類)	具体例	編てつ基準	保存期間		別表第1に 記載のない もの	備 考
								正本	写し		
カ 計算証明 等に関する 事項	計算証明等に関する 重要な経緯	04 検査済否に関する文書 〈④〉	計算証明等	検査済否	検査済否原簿	検査済否原簿	年度	5年	—		廃棄
					検査済否報告表	検査済否報告表	検査年次	—	5年		
		05 証拠書類の遅滞状況に関する 文書	遅滞状況	計算証明遅滞状況表	計算証明遅滞状況表	年度	—	1年	○	廃棄 ※文書管理規 程別表第2の 1及び2(1) ②に非該当	
		06 証拠書類等の電子化に関する 文書		証拠書類等の 電子化	証拠書類等の電子化に関する業務手順書	証拠書類等の電子化に関する業務手順書等	—	—	廃止後1年	○	
キ 決算の確 認に関する 事項	決算の確認に関する 重要な経緯	01 決算の確認に関する文書 〈②〉	決算の確認	調査、対照資 料等	国有財産諸調査	政府出資額調査 国有財産関係検査報告事項案提出状況調査	年度	—	3年		廃棄 ※文書管理規 程別表第2の 1及び2(1) ②に非該当
					決算純計	決算純計資料					
					決算内訳表	決算内訳表					
					債務負担額内訳表	債務負担額内訳表					
					物品内訳表	物品内訳表					
					債権内訳表	債権内訳表					
					決算確認報告書	決算確認報告書					
					検査完了報告書	検査完了報告書					
					予算関連通知	会計検査院文書管理規程実施要領別表第1に掲げ る文書のうち予算に関するもの					
		決算書情報	決算書c s vファイル								
		02 合計残高試算表等の確認に 関する文書		試算表等確認関係資料	試算表等確認関係資料	年度	1年	—	○	廃棄 ※文書管理規 程別表第2の 1及び2(1) ②に非該当	
		03 検査事務規程の特例承認を受 けた際の決裁文書		検査事務規程特例	検査事務規程特例	年	—	特例の適用 が不要と なった日に 係る特定日 以後1年	○		
ク 懲戒処分 の要求に 関する事 項	懲戒処分の要求に 関する重要な経緯	懲戒処分の要求に関する経緯が記録 された文書	懲戒処分要求	検討資料	懲戒処分の要求等の要否について	検査報告掲記事項に係る懲戒処分要求及び検定の 要否に関する文書及びその資料	検査報告年度	—	5年		廃棄
					懲戒処分等の要否等の見解徴取	決算検査報告への掲記が見込まれる事項について の見解徴取					
ケ 弁償責任 の検定等 に関する 事項	事故の報告に 関する重要な 経緯 〈(1)〉	会計に関する事故・犯罪等に関する 経緯が記録された文書	弁償責任の検 定等	法令に基づく 通知	会計検査院法第27条通知	会計検査院法第27条に基づく報告	年	10年	—		
コ 国の会計 経理に 関する 法令等 の制定 又は改 廃の事 前通知 に関する 事項	国の会計経理に 関する法令等の 制定又は改廃 の事前通知に 関する重要な 経緯	国の会計経理に関する法令等の制定 又は改廃の事前通知に関する経緯が 記録された文書	法令通知等	協議事務	法令通知に関する文書	法令通知に関する文書	年	—	5年		
サ 国有財産 に関する 事項	国有財産の管理及 び処分に関する重 要な経緯	01 国有財産増減及び現在額に 関する文書 〈⑤〉	国有財産	増減及び現在 額	国有財産増減及び現在額総計算書	国有財産増減及び現在額総計算書	年度	—	5年		
					国有財産増減及び現在額に関する説明書	国有財産増減及び現在額に関する説明書					
		02 国有財産無償貸付状況に 関する文書 〈⑥〉	無償貸付状況	国有財産無償貸付状況総計算書	国有財産無償貸付状況総計算書	年度	—	5年			
					国有財産無償貸付状況に関する説明書	国有財産無償貸付状況に関する説明書					

事項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型 (施行令別表の該当項)	大分類	中分類	標準的な名称 (小分類)	具体例	編てつ基準	保存期間		別表第1に 記載のない もの	備考		
								正本	写し				
シ 契約に関 <23 する事項 の2>	契約に関する重要 な経緯	契約に係る判決文書及びその他契約 に至る過程が記録された文書	契約	契約事務	支出伺い	支出伺い	年度	-	1年		廃棄		
ス 会計検査 <24> 院の庶務 に関する 事項	(7) 庶務に関す る重要な経 緯	01 公印の制定、改廃を行うため <①> の判決文書	庶務	基幹事務	公印制定承認申請書兼承認書	公印制定承認申請書兼承認書	年	30年	-				
					公印制定(廃止)届兼公印登録票	公印制定(廃止)届兼公印登録票		-	30年				
		02 図書、備品、消耗品の供用に <②> に関する文書			図書供用簿	図書供用簿	年度	5年	-				
					備品供用簿	備品供用簿							
					消耗品供用簿	消耗品供用簿							
					物品受領・返納命令書	物品受領命令書 物品返納命令書							
					引継書	引継書							
					検査書	検査書							
		03 規程等 <③>			個人情報取扱細則	個人情報取扱細則	-	常用	-				
					会計検査院法規集	会計検査院法規集						-	常用
					行政文書の保存に関する取扱い	行政文書の保存に関する取扱い						常用	-
		04 業務、システムに関する手引 <④> 等			要管理対策区域における情報セキュリ ティ対策	要管理対策区域における情報セキュリ ティ対策	-	-	-				
					給与手引	超過勤務手当等の手引 会計実地検査手当(特殊勤務手当)の手引 管理職員特別勤務手当の手引							
					出張手引	旅行命令関係書類作成要領 出張計画の手引 旅費請求要領							
					倫理法関係	国家公務員倫理規程事例集 公務員倫理ケーススタディ 国家公務員倫理規程質疑応答集 国家公務員倫理規程Q&A							
					物品管理システム操作マニュアル	物品管理システム操作説明会資料							
					作業服の個人貸与に関する取扱い	作業服の個人貸与に関する取扱い							
					会計検査院本庁舎利用関係資料	中央合同庁舎第7号館会計検査院本庁舎の利用の手 引							
					会計検査院業務継続計画	会計検査院業務継続計画							
					会計検査院情報システム運用継続計画	会計検査院情報システム運用継続計画							
新型インフルエンザ等対応会計検査院業 務継続計画	新型インフルエンザ等対応会計検査院業務継続計 画												
新型インフルエンザ等対応会計検査院業 務継続計画実施細則	新型インフルエンザ等対応会計検査院業務継続計 画実施細則												
旅費等内部管理業務共通システム(旅費 及び謝金・諸手当システム)操作説明資 料	旅費等内部管理業務共通システム(旅費及び謝 金・諸手当システム)操作説明資料												
刑事訴訟法関係	事務連絡												
服務関係	受検庁から提出を受けた資料の適正な管理につ いて												
タクシー乗車券の利用基準	タクシー乗車券の利用基準 タクシー乗車券の利用について(Q&A)												

事項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型 (施行令別表の該当項)	大分類	中分類	標準的な名称(小分類)	具体例	編てつ基準	保存期間		別表第1に 記載のない もの	備考	
								正本	写し			
ス <24> 会計検査 院の庶務 に関する 事項	(7) 庶務に関する重要な経緯	05 超過勤務等の命令に関する文書	庶務	基幹事務	超過勤務等命令簿	超過勤務等命令簿	年	5年3月	—	○	廃棄 ※文書管理規 程別表第2の 1及び2(1) ②に非該当	
		06 勤務時間等の管理に関する事項が記録された文書			管理職員特別勤務実績簿	管理職員特別勤務従事報告書兼実績整理簿	年	5年1月	—	○		
					勤務時間報告書	勤務時間報告書		—	3年			
		07 他省庁等との連絡、調整等に関する事項が記録された文書			情報公開に関する周知文書	情報公開に関する周知文書	年	5年	—	○		
		08 情報の取扱いに関する事項が記録された文書			情報の取扱いに関する依頼・申請書	情報の取扱いに関する依頼書 情報の取扱いに関する申請書	年	5年	—	○		
		09 年報その他の会計検査院の活動に関する事項が記録された文書			会計検査院情報公開・個人情報保護審査会年報	会計検査院情報公開・個人情報保護審査会年報	年度	—	5年	○		廃棄 ※文書管理規 程別表第2の 2(1)②に該 当するもの 、2(6)② に該当
		10 監査に関する事項が記録された文書			情報セキュリティ監査関係資料	情報セキュリティ監査特別提出調書	年度	—	5年	○		
					個人情報保護・文書管理監査資料	個人情報保護監査及び文書管理監査事前提出調書 文書による注意		—	5年			
		11 01～10までに掲げるもののほか、重要な事務、研修等に関する文書			院内業務説明資料	業務説明資料	年	5年	—	○		
						総括文書管理者・総括保護管理者決裁文書(～平成30年)		行政文書の管理状況点検に係る総括文書管理者への報告事項	5年			5年
	総括文書管理者・総括保護管理者への報告(31年～)		個人情報取扱細則(総括保護管理者への報告分)	—		3年						
	院内諸法規、計算証明に関する問合せ		院内諸法規、計算証明に関する問合せ	—		3年						
12 職員の経歴等が記録された文書	身上調書	身上調書	—	—	—	○						
	インストールソフトウェア一覧表	インストールソフトウェア一覧表										
(4) 庶務に関する経緯	定期的又は日常的な事務、研修等に関する文書	一般事務	図書命令書	図書受領命令書 図書返納命令書 図書払出請求書	年度	1年	—	○				
			物品命令書	物品払出請求書 物品返納報告書		—	1年					
			予算関係資料	会計検査院の概算要求資料 会計検査院の実行予算経費見積		—	1年					
			時間外業務記録	退庁登録簿(時間外業務登録簿)	年	1年	—					
			タクシー乗車券受払簿	タクシー乗車券受払簿		—	1年					
			答課との連絡文書	官房各課等からの連絡、通知文書 官房各課等への提出文書		—	1年					

(注1) 当表における用語の定義は次のとおり。

- ・法＝公文書等の管理に関する法律(平成21年法律第66号)
- ・施行令＝公文書等の管理に関する法律施行令(平成22年政令第250号)
- ・文書管理規程＝会計検査院文書管理規程(平成13年3月28日会計検査院長決定)

(注2) 備考欄の※は文書管理規程別表第2の表中からは直接読み取れない「移管」又は「廃棄」の根拠等を示す。

(注3) 「編てつ基準」欄は、行政文書ファイル等の名称として「標準的な名称(小分類)」に付記すべき時期等を示しており、同一時期に所属することとなる主なものの例は次のとおり。

- ・年＝暦年(1月～12月)
- ・検査年次＝検査サイクル(原則「10月～翌年9月」又は「11月～翌年10月」 ※検査手法等に応じて「9月～翌年9月」、「11月～翌年9月」のように整理することも可能)
- ・検査報告年度＝決算検査報告の年度
- ・年度＝会計年度(原則4月～翌年3月 ※出納整理期間を含めて「4月～翌年5月」のように整理することも可能)

※ 「年」又は「検査年次」は同一時期に作成又は取得した行政文書に係る行政文書ファイル等を同一時期に所属させる場合に、また、「検査報告年度」又は「年度」は同一時期を対象とした業務(検査報告、決算等)に関して作成又は取得した行政文書に係る行政文書ファイル等を同一時期に所属させる場合に使用する名称として適している。

(注4) 「大分類」欄及び「中分類」欄に記載した分類は、施行令に規定する経過措置の適用終了後に調製を行う行政文書ファイル管理簿(以下「新管理簿」という。)に記載する行政文書ファイル等の分類として使用する。

(注5) 「標準的な名称(小分類)」欄に記載された名称(小分類)の文書の記載内容が、文書管理規程別表第2の1【I】～【IV】、2(1)②、2(2)又は2(3)に該当する場合には、「備考」欄の記載にかかわらず移管とする。